

認知症対応型共同生活介護の 増床（定員変更）について



令和5年5月24日
千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課

認知症対応型共同生活介護の増床(定員変更)について

(1) 経緯

令和4年11月に経営悪化を理由により1事業所の事業廃止があったため、市内の認知症対応型共同生活介護事業所の定員総数が18名減となった。認知症対応型共同生活介護事業所は1ユニットの定員の上限は9人であるが、8人以下を定員としている事業所が5か所あり、その全ての事業所が増床を希望した場合であっても事業廃止による減少数よりも少ないため、計画数には影響がないことから、当該事業所に今年度中に増床する意向があるか調査した。

(2) 対象事業所

	所在地	事業所名	定員
1	中央区赤井町	グループホーム赤かぶ園	16人
2	中央区南町	グループホームさくら	17人→18人
3	花見川区幕張町	グループホームひまわり	16人→18人
4	花見川区畠町	グループホームガーデンコート千葉さつきが丘	24人
5	若葉区大宮町	グループホーム木もれ陽	15人

(3) 意向確認結果

「グループホームさくら」と「グループホームひまわり」より、定員を増やし18人に増床したいとの意向があった。令和5年度中に宿泊室の増床工事を行い、利用者の入居につなげる。